

令和5年第6回  
曾於市農業委員會總會議事録

令和5年6月19日  
曾於市農業委員會

## 第6回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和5年6月19日（月） 午前9時

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	委員	○○○○○	委員	○○○○○
委員	○○○○○				

4 欠席委員

6番 ○○○○○

5 議事録署名委員 16番 ○○○○○, 17番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事 務 局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○

7 閉会年月日 令和5年6月19日（月） 午前10時15分

# 令和5年第6回曾於市農業委員会総会日程

令和5年6月19日（月）

## 1 開 会

## 2 議事録署名委員の指名

## 3 付議事項

### (1) 議案

- 議案第46号 農地所有適格法人要件届出書について
- 議案第47号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について
- 議案第48号 農地法第4条による許可申請について
- 議案第49号 農地法第5条による許可申請について（5月保留案件）
- 議案第50号 農地法第5条による許可申請について
- 議案第51号 農用地等のあっせんについて
- 議案第52号 農用地利用集積計画について（利用権設定）
- 議案第53号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

### (2) 報告

- 報告第6号 合意解約等の報告

## 4 その他

令和5年6月19日（月） 午前9時

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。

ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。5月、6月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、〇〇〇〇〇〇委員が体調不良のため、欠席届が出されています。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第6回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。16番〇〇〇〇〇〇委員、17番〇〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第46号農地所有適格法人要件届出書についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○15番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉1号について、6月9日に私と〇〇〇〇〇〇推進委員と事務局の〇〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請人は、都城市及び曾於市で養鶏業を営む法人です。設立年月日は平成20年6月10日、出資金は1,000万円です。法人形態要件は、株式会社で適当であると思われれます。なお、株式の譲渡については、定款に株主総会の承認を要する旨の記載があるので適当と思われれます。事業要件については、主たる事業が農畜産物の生産、加工、販売であり、適当であると思われれます。構成員要件については、構成員1人のうち1人がその法人の事業に常時従事し、年間従事日数が150日以上で過半を占めるため、適当であると思われれます。業務執行役員要件については、業務執行役員の1人のうち1人が法人の農業常時従事者であり、過半を占めるため適当であると思われれます。調査結果の総合意見は、農地所有適格法人の要件を全て満たしており、適格法人として問題ないとの意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第46号農地所有適格法人要件届出書については、認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は認定することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第47号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉69号について、6月9日に私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、取得する農地にはブルーベリー、レモン、自家用野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○1番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉70号について、6月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、取得する農地には既にユズが定植してあり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○15番委員 (○○○○○)

末吉71号と末吉72号について、譲受人が同一人のため併せて報告いたします。6月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。農業機械はトラクターを所有しています。調査結果の総合意見は、取得する農地には野菜、飼料等を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

末吉73号、末吉74号、末吉75号について、譲受人が同一人のため併せて報告いたします。6月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には造園用花木を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○15番委員 (○○○○○)

末吉76号について、6月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。申請地は、以前から受人が野菜を作付けされており、今回許可を受けて取得するものです。調査結果の総合意見は、取得する農地には露地野菜を作付けしており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○3番委員 (○○○○○)

財部77号について、6月14日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14番委員 (○○○○○)

財部78号について、6月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。譲受人と譲渡人は叔父と甥です。譲受人は高齢ですが、いたって元気です。これまでも受人が耕作していましたが、今回許可を得て取得するものです。調査結果の総合意見は、取得する田には水稲、畑には野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○3番委員 (○○○○○)

末吉76号について、報告では野菜ということでしたけど、補足説明資料の22ページには家庭菜園として利用するとありますが、家庭菜園で適当なのでしょうか。転用のときも家庭菜園で転用になったような気がするのですが。

○事務局 (○○○○○係長)

今、○○○○○委員が言われた家庭菜園の転用というのは、宅地にかえて菜園をされる場合かと思われま。今回は、3条で○○○○○さんが取得されて890平方メートルを農地として取得されるということです。

○3番委員 (○○○○○)

問題ないということですね。家庭菜園で。

○事務局 (○○○○○係長)

下限面積が撤廃された関係で、小規模の面積も取得できるということになっていますので大丈夫です。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

○議長（○○○○○会長）

議案第47号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第48号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○7番委員（○○○○○）

末吉31号について、6月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は丸山上自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が道を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、曾於市の補助金等交付決定通知書及び残高証明書が添付されていることから確実と思われまゝ。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積は、貸茶保管冷蔵庫施設を整備する面積として全体で2,762平方メートルであり、同種施設の規模状況からみて適当と思われまゝ。排水等は、雨水のみで、溜桝、抑制槽を設置し、その後、水路へ放流するもので適当と思われまゝ。被害防除は、土留工事及び擁壁を設置し、隣接農地への通路を確保し、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われまゝ。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、貸茶保管冷蔵庫施設を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第48号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第49号農地法第5条による許可申請について、5月保留案件を議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○19番委員（○○○○○）

大隅26号、大隅27号について、同じ所で同じ受人ですので、併せて報告いたします。前回、雨水についての話があったと思いますが、今回も雨水について、ちょっと詳しく聞こうかなと思ひまして、相手側にちょっと色々説明をしてもらったりとか、こちらが要望する形で進めていったのですが、結果的には話をした中で、溜桝の件についても、ただ造りますよということだけで、ただこれだけの大きさですという話だけで、全然面積に対しての80ミリ想定雨量の溜桝の計算をして書類を出してくださいということで話をしたのですが、全然書類も出てきていないということですので、今月も先月同様、保留とさせていただきます。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第49号農地法第5条による許可申請については、保留とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は保留することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第50号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○16番委員 (○○○○○)

末吉30号について、6月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は上麓自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されていることから確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積は、一般住宅、カーポートを整備する面積として、全体で284平方メートルであり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は側溝へ放流し、汚水、生活排水は公共下水道に放流するもので適当と思われます。被害防除は、境界にブロックを設置し、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅、カーポートを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○7番委員 (○○○○○)

末吉31号について、6月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は西福留自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで宅地、西が山林、南が畑、北が宅地と畑です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されていることから確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積は、一般住宅を整備する面積として全体で967平方メートルのうち377平方メートルであり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、ブロックを設置し、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思います。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第1種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○16番委員 (○○○○○)

末吉32号について、6月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は川内前自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が道路を挟んで原野、南が道路を挟んで宅地、北が宅地と原野です。目的実現の確実性は、既に通路として転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積は、通路を整備する面積として全体で11.85平方メートルであり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等は、雨水のみで側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、砂利を敷設しており、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思います。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で第2種農地に該当しますが、不許可の例外のその他の農地に該当し、既に通路として利用しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

大隅33号について、6月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は西中園自治会内の農地です。周囲の状況は、東が鉄道用地、西が道路、南が水路、北が原野です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されていることから確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積は、太陽光発電施設を整備する面積として全体で1,152平方メートルであり、そのうち433.9平方メートルに168枚のパネルを設置するもので、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、排水の構造、具体的な施工方法、排水方法が立会者より明確な回答、書類の提出を得られませんでした。被害防除は、防護柵を設置し、誓約書も添付されており、また、左右は高土手の国道と旧鉄道用地に囲まれているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題は

ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、太陽光発電施設を整備することですが、排水計画が不相当であり、排水計画の書類等を再提出後、再度現地調査が必要なため、保留とする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

財部34号について、6月9日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。補足説明資料は100ページからです。申請地は川畑自治会内の田です。農地区分は、農地の広がりがないことから第2種農地に該当します。申請人は、太陽光発電事業を行う事業者で、今回、申請地に太陽光発電施設495.9平方メートルを設置しようとするものです。目的実現の確実性、道路条件等については、特に問題はないと思われませんが、計画面積の妥当性は、申請地1,792平方メートルに対して発電施設の建築面積が495.9平方メートルと所要面積が十分とはいえないものです。また、被害防除計画、特に排水対策については、集水枡を設置するなど、工事施工方法が見直しとなり、改めて調査を要するものと思われまます。よって、本案件に関しては、書類等提出後、再度現地調査を必要とするため、保留とする意見の一致をみました。なお、本日、補足説明資料が提出されておりますので、この説明は事務局にお願いします。以上で報告を終わります。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

当日配布の補足説明資料の説明。

○13番委員（〇〇〇〇〇）

財部35号について、6月9日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。この案件も前に農地部会の方で見て一回取下げをした案件です。申請地は通山自治会内の畑です。位置は農地の広がりがないことから第2種農地に該当します。申請人は、太陽光発電事業を行う事業者で、今回、申請地に太陽光発電施設360平方メートル、貯水浸透池104.5平方メートルを設置しようとするものです。目的実現の確実性、道路条件等については、特に問題はないと思われまますが、計画面積の妥当性は、申請地の有効面積1,397平方メートルに対して発電施設の建築面積が360平方メートルと所要面積が十分とはいえないものです。また、被害防除計画、特に排水対策については、再度提出された資料では貯水浸透池の構造、具体的な施工方法、雨水の処理能力等を確認できないため、改めて調査を要するものと思われまます。よって、本案件に関しては、書類等提出後、再度現地調査を必要とするため、保留とする意見の一致をみました。なお、財部34号と同様、補足説明資料が提出されておりますので、事務局に説明をお願いします。以上で報告を終わります。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

当日配布の補足説明資料の説明。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○10番委員（〇〇〇〇〇）

今ずっと保留、保留となっておりますが、雨量に対して計算を私もまだしたことはないですが、50ミリの雨が1時間続いて、溜めて、後は普通の排水になるという考えと、2時間あったらもうだめとか、今が反対に言えば荒地ですよね。そこはどうなるのか。雨が降った場合の対策は今は現状はとれているのかと、多分向こうは言われると思います。どこまでを基準にするか、もうちょっと考え直した方が良いのではと思います。作ってくださいとは言っていないですけど、ちょっと、どこまでが良いのか。排水の要望、溜枡がどれだけ広がったら良いとか、そこらへんをちょっと考えた方が良いのではないかと思います。保留は保留で良いのですよ。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

今の〇〇〇〇〇委員の意見は大切な意見だと思いますが、確かはっきり覚えていませんが、大崎町も今、権限移譲をもっていますが太陽光発電のことで排水の決まりをちゃんと作ったみたいです。ですので、今後はそういったものを曾於市も検討していく余地はあると思います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

それでは確認します。大隅33号、財部34号及び財部35号については、保留ということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）



○議長（○○○○○会長）  
ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）  
議案第50号農地法第5条による許可申請については、大隅33、財部34号及び財部35号を除いて、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）  
御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）  
次に、議案第51号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉79は、5番○○○○○委員，○○○○○推進委員。末吉80は、12番○○○○○委員，○○○○○推進委員。末吉81は、私と○○○○○推進委員。末吉82は、5番○○○○○委員，○○○○○推進委員。末吉84は、4番○○○○○委員，○○○○○推進委員。末吉85は、13番○○○○○委員，○○○○○推進委員。大隅86は、19番○○○○○委員，○○○○○推進委員。財部87は、7番○○○○○委員，○○○○○推進委員。財部88及び財部89は、3番○○○○○委員，○○○○○推進委員。財部90は、14番○○○○○委員，○○○○○推進委員を指名します。

○3番委員（○○○○○）  
財部89は取下げになったということです。

○議長（○○○○○会長）  
続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○5番委員（○○○○○）  
末吉38号と39号は打切りでお願いします。

○2番委員（○○○○○）  
末吉41号は打切りでお願いします。42号は成立です。

○1番委員（○○○○○）  
末吉43号，45号は打切りです。

○11番委員（○○○○○）  
末吉49号も打切りでお願いします。

○19番委員（○○○○○）  
大隅50号も打切りでお願いします。

○7番委員（○○○○○）  
財部53号は継続でお願いします。

○3番委員（○○○○○）  
財部54号も継続でお願いします。

○14番委員（○○○○○）  
財部56号も継続でお願いします。

○5番委員（○○○○○）  
末吉58号，59号は打切りでお願いします。

○4番委員（○○○○○）  
末吉60号は継続でお願いします。

○13番委員（○○○○○）  
末吉62号は打切りでお願いします。

○8番委員（○○○○○）

大隅63号, 64号は継続でお願いします。

○10番委員 (○○○○○)

大隅66号も継続でお願いします

○3番委員 (○○○○○)

財部69号も継続でお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

末吉71号, 72号は打切りでお願いします。

○1番委員 (○○○○○)

末吉73号は継続でお願いします。

○11番委員 (○○○○○)

末吉74号も継続です。

○17番委員 (○○○○○)

末吉75号も継続でお願いします。

○4番委員 (○○○○○)

末吉76号は打切りでお願いします。

○7番委員 (○○○○○)

財部77号は継続でお願いします。

○1番委員 (○○○○○)

財部68号, 78号は継続だということです。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第52号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する新規3年以上6年未満の大隅103から大隅105まで、再設定3年以上6年未満の末吉222及び財部223、再設定6年以上10年未満の財部129を除いて、農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、農地中間管理事業に係る利用権設定は一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第52号農用地利用集積計画について、利用権設定は、新規3年以上6年未満の大隅103から大隅105まで、再設定3年以上6年未満の末吉222及び財部223、再設定6年以上10年未満の財部129を除いて、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。  
（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、議案第52号農用地利用集積計画について、利用権設定の新規3年以上6年未満の大隅103から大隅105までを議題といたします。質疑、意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第52号農用地利用集積計画について、利用権設定の新規3年以上6年未満の大隅103から大隅105までは申出のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は復席をお願いします。  
（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。  
（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、議案第52号農用地利用集積計画について、利用権設定の再設定3年以上6年未満の末吉222を議題といたします。質疑、意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第52号農用地利用集積計画について、利用権設定の再設定3年以上6年未満の末吉222は申出のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は復席をお願いします。  
（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、議案第52号農用地利用集積計画について、利用権設定の再設定3年以上6年未満の財部223を議題といたします。本日、○○○○○委員が欠席しておりますので、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第52号農用地利用集積計画について、利用権設定の再設定3年以上6年未満の財部223は申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、議案第52号農用地利用集積計画について、利用権設定の再設定6年以上10年未満の財部129を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第52号農用地利用集積計画について、利用権設定の再設定6年以上10年未満の財部129は申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は復席をお願いします。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第53号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第53号農用地利用集積計画について、所有権移転は、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、報告第6号合意解約等の報告については、総会資料の33ページから40ページまでを御覧ください。その他で何かありませんか。

○18番委員 (○○○○○)

補足説明資料の79ページと80ページの地図ですが、申請地の形が違うのではないですか。

○事務局 (○○○○○係長)

80ページの地図で説明しますと、申請地の下の5027番の畑まで色がつけられていますので、代書の方に79ページの差し替えをお願いしておきたいと思えます。

○議長 (○○○○○会長)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ほかになければ、事務連絡をいたします。

○議長 (○○○○○会長)

提案(制服の更新購入の検討について)

- 事務局（○○○○○局長）  
事務連絡（6月及び7月の行事予定等について）
- 事務局（○○○○○次長）  
事務連絡（農地利用最適化推進委員の募集について）
- 事務局（○○○○○係長）  
事務連絡（令和5年1月分の農業振興地域整備計画の変更申請の末吉1号，農地法第5条許可申請書の末吉5号及び令和5年4月分の末吉7号の取下げ願いについて）
- 事務局（○○○○○係長）  
事務連絡（農地法第5条許可申請書の令和5年3月分の財部6号及び令和5年5月分の財部8号の取下げ願いについて）
- 事務局（○○○○○係長）  
事務連絡（農地パトロールについて）
- 議長（○○○○○会長）  
以上で，令和5年第6回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。
  
- 事務局（○○○○○局長）  
ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和5年6月19日（月） 午前10時15分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員